

令和6年第1回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年1月5日 開会

令和6年1月5日 閉会

令和6年第1回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月5日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- (5) 農業振興地域整備計画（令和5年度第2回目）の変更に伴う意見について
- (6) 令和5年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (7) 農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取について
- (8) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (9) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（14名）

欠席委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
日程第8 議案第5号 農地振興地域整備計画（令和5年度第2回目）の変更に伴う意見について
日程第9 議案第6号 令和5年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取について
日程第11 議案第8号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第12 議案第9号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和6年1月5日 山武市農業委員会 会長 齊藤 茂

議長

これから令和6年第1回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号5番廣口委員、議席番号11番中山委員、議席番号14番藤田委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りいたします。

議事録署名人は、議席番号13番鈴木委員及び議席番号15番石橋委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の申請番号1について説明させていただきます。

譲渡人は、譲受人と遠い親戚関係にありまして、今回、贈与にて譲りたいとのことでした。譲受人は、遠縁の親戚からの申出であり、自宅に近い畑なので、贈与を受けることにしたということです。

先日、現地を確認してまいりましたら、ネギがきれいに作付されており、何ら問題がないと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番の小山でございます。

ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号、申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。
申請番号2について御説明いたします。
贈与による所有権移転であります。譲渡人と譲受人は、実の姉弟になるんですが、譲渡人は遠方で高齢ということで、地元に住んでいる譲受人のほうに贈与したいとのこと。譲受人はここで落花生等をつくるというお話をしていました。
地元としては、何ら問題ありません。よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号10番高宮です。
川島推進委員の説明のとおりで、何ら問題はないと思われ。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号、申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。

申請番号3の所有権移転、これは売買です。

譲渡人は農業を廃業してしまして、譲受人も借りてしばらくやっていたのですが、これを買ってくれという話があったので、今回の申請となりました。

先月末に畑のほうを見に行ったんですが、ハウスが20棟ぐらいありまして、作業場もそこに造って、育苗ハウスも造って、いろんな野菜を栽培していました。結構頑張っていましたので、何も問題はないと思います。

以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員

議席番号7番高野です。

今、十川推進委員が話をしたとおりで、この人は新規就農者の一人として山武市のほうに来て、一生懸命頑張っております。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願ひします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号、申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第1号申請番号4について説明いたします。

これは賃貸借権の設定です。

譲渡人は高齢でもあり、農業経営を縮小するものです。譲受人は東京で不動産業等をしている会社で、新しく農業部門を立ち上げての新規就農者です。

横田地区の畑では既に葉物を栽培しています。埴谷地区の畑が長く耕作されておらず、荒地になっていたのも、今回、借手が見つかりよかったですと思いました。

先日、現地確認の際、市道から埴谷地区の畑への進入路が、3人の所有者がいる私道であることが分かりました。その際、入り口の所有者の方から、新規の方が通るならば、何らかの話に来るべきじゃないだろうかという指摘がありまして、今日現在、まだ4者の協議が整っていませんので、今後のトラブル防止の為に、今回は保留としたほうがいいんじゃないかと考えています。

説明は以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員

議席番号4番小川です。

ただいま佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございまして、担当地域の委員といたしましても、申請人と関係者の協議が整ってから審議すべきだと思います。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

本件につきましては、申請人と関係者の協議が整っていないという趣旨の説明がございました。よって、議案第1号申請番号4は保留とし、次回以降に再度審議することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

本件は保留することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 担当推進委員の齋藤です。
議案第2号申請番号1について説明いたします。
先日、現地確認してまいりました。
申請地は農地として使うには小さく、所有者も農家ではなく、遠方に住んでいるため、管理に困っていた場所です。
このたび、隣の美容室が従業員駐車場として使うというような計画としての申請となりました。いろいろな駐車場に囲まれているため、周辺への影響はほぼないと思われまます。
地元としても特に問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員 議席番号6番の佐藤です。
推進委員の齋藤委員の説明のとおりで、何か問題というところは見当たらないです。
本件は、第3種農地への貸駐車場の建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等においては何も問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思われまます。
どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第2号の申請番号1番は許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第3号、申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津でございます。

先日、現地を確認してまいりました。

申請地は、長年耕作しておらず、所有者も管理に困っていた場所です。宅地に空き地としてぽつんと残ってしまっているような土地でして、今回、譲受人が役員を務めます会社の資材置き場として使いたいという計画です。

地元としても特に問題ないと思われまます。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員

議席番号6番佐藤です。

川津推進委員の説明のとおりです。

本件は、第3種農地への資材置き場の建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等においては何も問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思われまます。

どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
申請番号2について説明いたします。
譲受人は法人であり、診療所を経営しておりまして、月曜になると医院の駐車場はもうパニック状態で、近所の道路に路上駐車をするような状態です。すぐ隣にある親族の畑を高齢で耕作できないため、法人に売り渡すという話であります。
地元としても全然問題がありません。ひとつよろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員 議席番号6番佐藤です。
私も見てまいりましたが、高橋委員の説明のとおりで何も問題がないと思われまます。
本件は、既存駐車場の隣接地であり、既存施設の拡張という、農地法施行規則第35条第5号の例外規定の適用が可能ですので、許可

相当と思われます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員

地区担当推進委員の古谷です。

議案第3号の申請番号3について御説明いたします。

先日、現地確認をしまいましたが、申請地は、所有者が住んでいる家のすぐ前になるんですが、水田として管理してきましたけども、周辺は住宅地に囲まれており、耕作にあまり向かないということで、何ら問題はないと思います。

よろしくお願います。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員

議席番号6番佐藤です。

推進委員の古谷委員の御説明のとおりで、何ら問題はないと思われます。

本件は、第3種農地への宅地分譲であり、信用、資力、周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。したがって、許可相当と思

われます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第3号申請番号4について説明いたします。

先日、現地確認をまいりました。

この申請は、農振除外案件として、ちょうど1年前の令和5年第1回総会において審議された案件です。このたび、県の同意がなされ、転用の申請となりました。

地元としても特に問題ない計画であると思います。よろしく願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員

議席番号6番佐藤です。

齋藤推進委員の御説明のとおりで、私も現地を確認してまいりましたが、何も問題はないと思われま。

本件は、第2種農地への小売店舗及び来客用の駐車場用地の建設

であり、代替性、信用、資力、周辺農地への影響において何も問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第4号申請番号1について説明いたします。

5条の計画変更であります。

先日、現地確認をしてまいりました。

この申請も農振除外案件として、ちょうど1年前の令和5年第1回総会にて審議された案件です。このたび、県の同意がなされ、転用の申請となりました。

また、追加の土地以外にも多少の計画変更があったようですが、周辺の農地への影響という観点から見ても、地元としては特に問題ない計画であると思われますので、よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員 議席番号6番の佐藤です。
齋藤推進委員の御説明のとおりで、現地を確認してまいりましたけども、何も問題ないと思われま
す。本件は、第2種農地への病院の施設用地の建設であり、代替性、
信用、資力、周辺農地への影響等において何も問題ないと思われま
す。したがって、許可相当と思われま
す。よろしくお願ひします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件については許可相当として意見を付すこと
に御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた
しました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業振興地域整備計画（令和5年度第2
回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。
今回、提出がありましたのは、重要変更の除外が6件、軽微変更
の用途変更が1件の合わせて7件でございます。
最初に、重要変更の案件番号1を審議いたします。
事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
先日、現地確認してまいりました。
申請地は、現在の事業地の隣接地であり、永代供養墓地、駐車場を増やしてくれという檀家さんからの要望が前々からありまして、施設拡張のため今回の申請になったようです。
周辺農地への影響も少ないと思われまますので、地元としては何ら問題がないかと思えます。よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。
現地確認をしてまいりましたが、ただいま椎名推進委員さんの説明のとおりでございます。
申請地は、申請人の事業地の隣接であり、第1種農地ではあるものの施設拡張の規定の適用が可能ですので、許可の見込みはあると思われまます。
よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めまます。
採決いたします。本件について許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。
重要変更の案件番号2を審議いたします。
事業等の概要説明を事務局に求めまます。

(事務局説明)

議長 概要説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めまます。

鈴木推進委員 担当推進委員の鈴木でございます。
先日、現地確認をまいりました。
申請地は、現在、登記地目が非農地になっており、周辺農地への影響もそれほどない場所で、所有者ももともと相続で受け継いだものなので、管理に困っているということでしたので、地元としては何ら問題がないものと思われまます。
よろしく願いをいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小川敏委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。
現地確認をまいりました。ただいま鈴木推進委員さんの説明のとおりでございます。
本件は、登記地目が非農地であること及び現況も農地でないことから、農地法の適用対象外と考えられます。
よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件土地は、登記、現況とも非農地であるため、農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。
重要変更の案件番号3を審議いたします。
事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

先日、現地確認してまいりました。

所有者は既に高齢であり、数年前に相続はしたものの、後継者もおらず、管理に困っていたとのこと。周りが山林に囲まれていて、外側に開発されたミニ分譲が散見されるような場所です。また、水利がなく、作物を育てる農地としては不向きな場所であると思います。

平たんな土地でもありますので、周辺農地への影響としても最小限に抑えられている計画であると思われます。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号4番、小川です。

ただいま山下推進委員さんの説明のとおりでございます。

代替性検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可見込みがあると思われま

よろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。

重要変更の案件番号4を審議いたします。事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。
議案第5号、重要変更、番号4について御説明いたします。
先日、現地を確認してまいりましたけれども、資料の90ページでいう、ナンバー1から4の4筆は、事業地であり、施設を拡張したいとのことで、この申請に至りました。
立地的に水路や道路で分断されているため、周辺農地の影響も最小限に抑えられる場所であると思われます。
また、そのほかの土地、ナンバー5、6については、登記地目が既に非農地であること及び現況も農地ではないこと、さらに事業地としても使用している状態ですので、特に申し上げる意見はありません。
以上です。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番、小川です。
現地確認をしてまいりました。ただいま古谷推進委員さんの説明のとおりでございます。
申請地ナンバー1から4は、事業地の隣接地であり、施設の拡張、規定の適用が可能ですので、許可見込みがあると思われます。
また、そのほかの土地、ナンバー5、6については、登記地目が非農地であること及び現況が農地でないことから、農地法の適用対象外と考えられます。
以上です。よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。説明資料の別紙のナンバー1から4までは許可見込みあり、ナンバー5及び6は登記、現況ともに非農地であることから、農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方

の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は説明資料の別紙のナンバー1から4までを許可見込みあり、ナンバー5及び6は登記、現況ともに非農地であることから、農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。

重要変更の案件番号5を審議いたします。事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。

議案第5号、重要変更番号5番、所有権移転。

先日、現地確認してまいりました。

所有者は既に高齢であり、数年前に相続はしたものの、後継者もおらず、管理に困っていたとのことでした。

申請地は、既存駐車場用地の隣接地であり、従業員の駐車場を拡張したいとのことから、この申請に至りました。

周辺農地への影響という観点から、最小限に抑えられた計画であると思われまます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号4番、小川です。

ただいま十川推進委員さんが説明したとおりでございます。

代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可見込みがあると思われまます。

よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。
重要変更の案件番号6を審議いたします。事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。
重要変更番号6番。
この申請は、現在、登記地目が非農地であること及び現況が農地ではないこと、既に事業地としても使用している状態ですので、特に申し上げる意見はありません。
以上です。よろしくお願いします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番、小川です。
ただいま十川推進委員さんが説明したとおりでございます。
本件は、登記地目が非農地であること及び現況も農地でないことから、農地法の適用対象外と考えられます。
よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については、登記、現況とも非農地であることから、農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。

軽微変更の案件番号7の審議をいたします。事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員

地区担当推進委員の古谷です。

議案第5号、軽微変更番号7について、御説明いたします。

先日、現地確認してまいりましたが、申請者は法人経営もしているのですが、経営規模を急激に増やしたせいもあり、農機具の置場に困っており、現在、ビニールハウスの中に何台か止めていますが、それでも収まってはいない状態で、防犯的にも現在の状況はよくないということで、農機具を格納できる施設をつくって、今の状態を解消したいということで、今回申請をしました。

地元としては、特に問題はないと思われます。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号4番、小川です。

現地確認をしてまいりました。

ただいまの古谷推進委員さんの説明のとおりでございます。

農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みがあると思われます。

よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、令和5年度第10次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

本議案の所有権移転個人別明細の番号6は、議席番号12番、今関委員に関する案件であり、同明細の番号7は、私、議席番号17番、齊藤の案件でございます。また、利用権設定等個人別明細の番号3は、議席番号6番、佐藤委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。

農業委員に関する案件である所有権移転個人別明細の番号6及び7、並びに利用権設定等個人別明細の番号3を除いて、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は、所有権移転個人別明細の番号6及び7、並びに利用権設定等個人別明細の番号3を除いて、一括して審議することと決定いたしました。

事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

まず所有権移転個人別明細の番号6及び7、並びに利用権設定等個人別明細の番号3を除いて採決いたします。

お諮りいたします。所有権移転個人別明細の番号1から5及び8から12、並びに利用権設定等個人別明細の番号1、2、4、5及び6について、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

所有権移転個人別明細の番号6を採決いたしますので、議席番号12番、今関委員の退室を求めます。

(今関委員 退室)

議長

再開いたします。

所有権移転個人別明細の番号の6を採決いたします。本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

今関委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を許します。

(今関委員 入室)

議長

議事都合により、ここで議長を交代いたします。

職務代理者

会長に関する案件を審議いたしますので、議長を交代いたしました。

議席番号17番、齊藤委員の退室を求めます。

(齊藤委員 退室)

職務代理者

再開いたします。

所有権移転個人別明細の番号7を採決いたします。本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件におきまして、原案のとおり承認することを決定いたしました。

齊藤委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を許します。

(齊藤委員 入室)

職務代理者 会長に関する案件が終わりましたので、議長の座を退かせていただきます。

議長 再開いたします。

利用権設定等個人別明細の番号3を採決いたしますので、議席番号6番、佐藤委員の退室を求めます。

(佐藤委員 退室)

議長 再開いたします。

利用権設定等個人別明細、番号の3を採決いたします。本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

佐藤委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を許します。

(佐藤委員 入室)

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第7号、農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取についてを原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第8号

議長 日程第11、議案第8号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号1から6までの説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。
番号1について説明いたします。
更新です。
水稻と秋冬人参の複合経営で、現在、妻と長男と3人で行っていますが、大きくやっておりますので、何も問題はありません。
続きまして、番号2番。
更新です。
現在、両親と3人で人参を中心とする複合経営を行っております。病害虫防除を徹底して、品質向上を図るとのことです。
続きまして、番号3番。
更新です。

現在は妻と2人で、秋冬人参を中心として複合経営を行っております。

西瓜の契約販売を続けて、経営の安定を図っておるということです。

続きまして、申請番号4番。

更新です。

現在、妻と2人で人参を中心とした複合経営を行ってしまして、近隣で、最近、離農者が増えていますので、経営面積の拡大が見込まれるということから、機械を活用した効率的な作業を行うとのことです。

続きまして、申請番号5番。

更新です。

複合経営、秋冬人参が主につくられておりまして、現在、妻と2人でやっております。

人参の収穫量の増加を図るため、土づくり等に努めているとのことです。

続きまして、申請番号6番。

更新です。

現在、妻と2人で、秋冬人参を中心として複合経営を行っているとのことです。

品種など、そういうものについては情報収集を行って、いいものをつくって、単価を上げるとのことです。

以上です。

議長

番号7の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員、堀越です。

7番について説明いたします。

更新でございます。

経営は複合経営をなさっていらっしゃいます。

主に作物は冬人参と西瓜を生産しているそうです。

実際、妻と2人でということですがけれども、人参の忙しい時期には、臨時の雇用人を3～4人雇い、人手を得て生産しているそうです。

数値的にも目標が602aとなっていますけれども、実際はもうちょっと多くやっているそうです。

問題ございません。

よろしくお願ひします。

議長

番号8の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号8について説明いたします。

更新です。

家族4人で花と野菜の複合経営を行っています。

花の夏季の発芽率を向上させるための温度調節機能を備えた発芽室などを設置していく予定だそうです。

よろしくお願ひいたします。

議長

番号9から11までの説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号9について説明します。

更新です。

人参を主力として経営を行っております。

地区農協組織等の中心となって頑張っておりますので、よろしくお願ひします。

番号10。

こちらもナンバー9と同じく、御近所で、2人で切磋琢磨しながらも、農業経営に励んでおります。

よろしくお願ひします。

番号11。

こちらは株式会社です。

更新です。

家族のみならず、パートさん、従業員等を雇いながら、複合経営を行っております。

よろしくお願ひします。

議長

番号12の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

12番について説明をいたします。

更新です。

複合経営です。

野菜苗、花壇苗を栽培しています。

現在、妻と2人で野菜苗を中心とした複合経営を行っていますが、1月から長男が役員となり、経営に参加していく予定です。

また、接ぎ木ロボットを増やし、作業の効率化を図るということです。

よろしく願いいたします。

議長

番号13の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

番号13について説明いたします。

今回、更新でございます。

主要作物は水稻でございます。

家族5人全員で大規模経営をしております。忙しいときには、数名に委託して作業をしております。

春作業の効率化を図り、安定した経営を目指したいということでございます。

よろしく願いします。

議長

番号14の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

14番について説明いたします。

更新です。

現在、母と2人で水稻、ネギを作付しており、また、忙しいときにはパートさんを頼んでおります。

ネギの自動定植機を導入したので、さらに作業を効率化させ、規模を拡大したいとのことです。

よろしく願いします。

議長

番号15の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

15番について説明させていただきます。

今回、更新です。

稲作専門の営農形態です。

まずこの方は地区で中心的な農家さんで、大変皆さんから信用されております。

実際、新しい技術だったり、試験的にいろいろな新しい機械を使って、どんどん省力化を図っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 番号 16 の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。

番号 16 について御説明いたします。

更新です。

複合経営で、水稻、とうもろこしなどを行っており、妻と 2 人でやっているそうです。

畑の土壌の流亡防止の為に、空いている畑に麦などの緑肥を植えたい、そういうようなことをやりたいと言っていますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号 17 の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。

番号 17 について説明します。

更新です。

家族 4 人で水稻栽培を行っています。

WCS、ホールクロープサイレージや水稻品種の比率を見直し、省力化を図りながら面積の拡大を目指しています。

よろしくお願いいたします。

議長 番号 18 の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。

更新であります。

現在、家族で施設野菜を中心とした複合経営を行っています。

温度管理システムを導入することにより、ハウス内の温度管理を行い、安定した経営を目指すということです。

よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第8号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第9号

議長

日程第12、議案第9号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は一括審議といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号1の説明を地区担当推進委員の堀越推進委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

番号1について説明いたします。

今、お話があったように、新規でございます。農業大学校で技術及び知識等を取得しまして、現在に至っております。

実際、弟さんもお一人いらっしゃって、2人で運用するとのことなんです。

主にやることは蜂蜜等の生産と聞いております。

問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号2の説明を地区担当推進委員の齋藤推進委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
2番について説明いたします。
今回の申請は、夫婦で観光いちごを始めるとのことです。
住まいは成東ですが、いちご園は下横地とのことですので、昨年末に現地を案内してもらいました。枯れ草がありましたが、問題はないかと思えます。
まずは10aから始め、30aぐらいまで増やしたいとのこと。
栽培方法は高設で行うとのこと。
旦那様は別の事業をしておりますが、秋にこの事業に移り、いちごの栽培に専念するとのこと。
また、奥さんは何か所かのいちご園で研修しており、その中の一つは私の知人であり、電話で話を聞いたところ、真面目に研修していたとのこと。
また、下横地には優良いちごファームもあるとのことですので、良い指導を得られることと思えます。
地元としては問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第9号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。
以上で、本日予定していた議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について、皆様から御意見等ありませんか。

◎閉 会
議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。